

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

- ※ このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。
このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会事務局へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

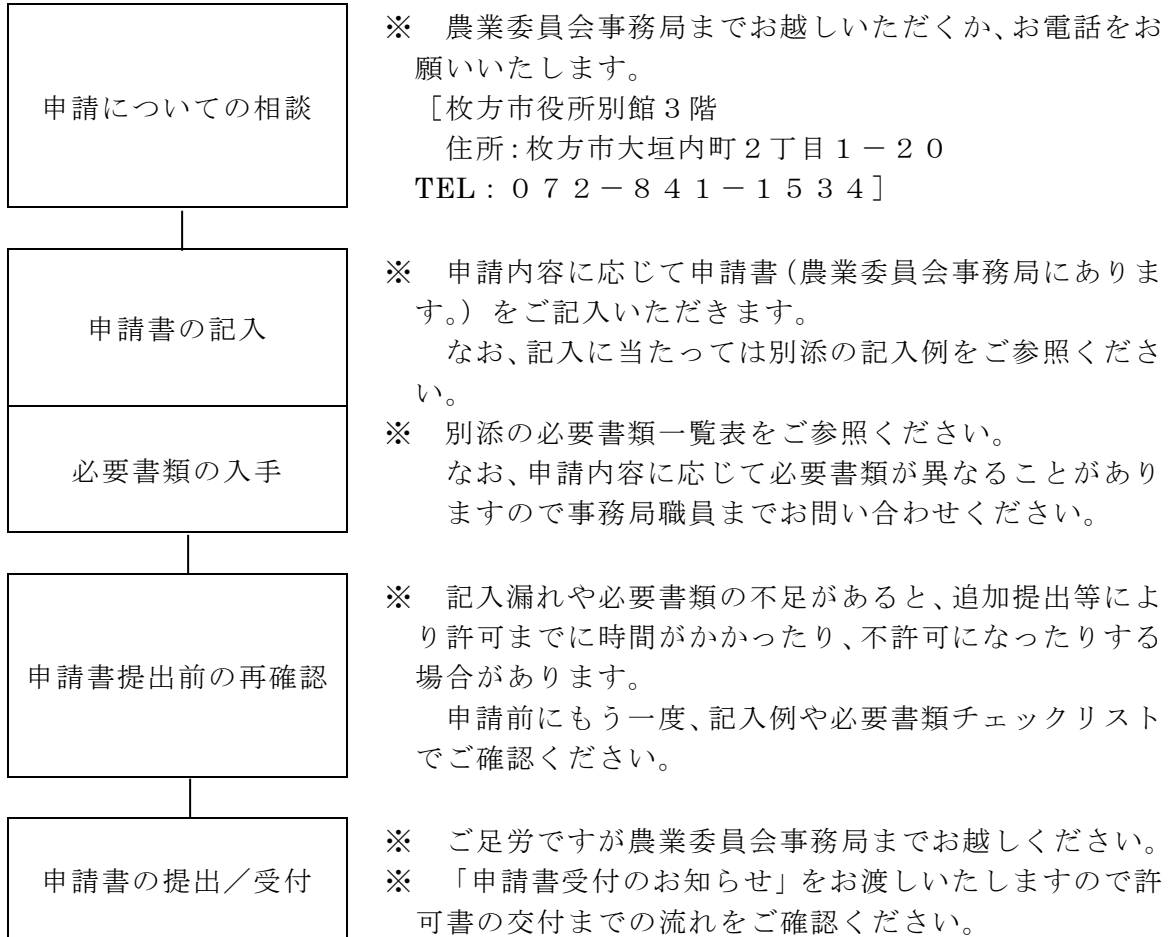
※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、1人以上が農業に常時従事していることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会事務局では、皆様からのご相談に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

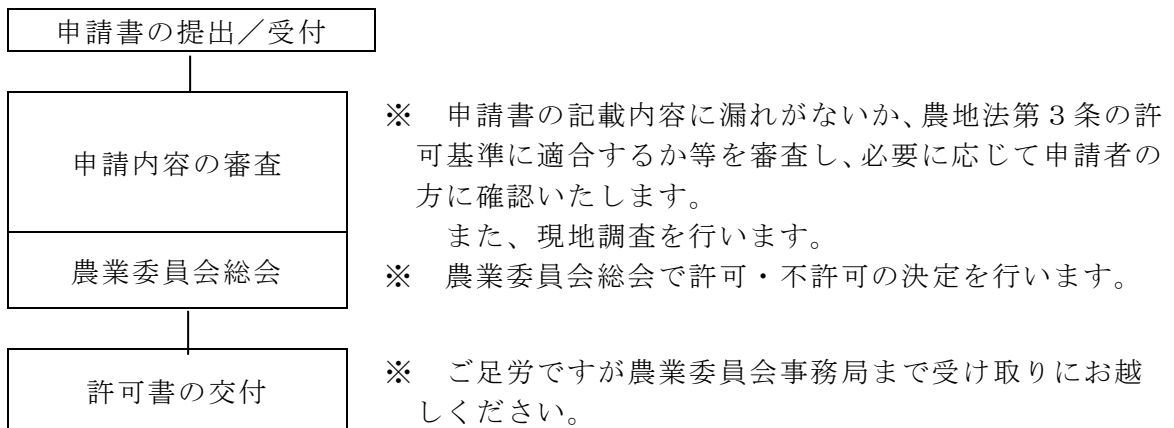
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ（申請書の受付から許可書の交付まで）

毎月25日頃までに受付した申請は、翌月の10日頃に開かれる農業委員会総会において審議されます。具体的な日程については窓口でご確認ください。



枚方市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間(28日)と定め、迅速な許可事務に努めております。